

処分年月日	2024年10月8日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	東海東京証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会の元外務員甲は、令和3年4月、顧客Aから受注した外国債券の買付代金の不足金を現金で受領することとなり、顧客宅を訪問した際、顧客Aの夫である顧客Bより、不足金を超える現金が入った封筒を渡されたことから、多少多く取っても気付かれないだろうと思い、実際には不足金額より多く取り出したが、不足金額分を取り出したと顧客Bに伝え、超過分を窃取した。</p> <p>その後1か月経っても顧客Bより当該窃取について言及がなかったことから、甲は、自身の預金残高を増やすため、及び、他の顧客への貸付金に充当するために、顧客A又は顧客Bに対して、「銀行まで行くので、ついでに残高を確認してきましょうか」などと、顧客らのキャッシュカードを借りる口実を作っては、顧客らから借りたキャッシュカードを使って銀行から現金を引き出したり、顧客ら宅の訪問時に顧客らが離席した隙に財布から現金を抜き取ったりするなどの方法により、金銭を窃取することを繰り返した。</p> <p>このようにして、甲は、令和3年4月から令和4年7月までの間、顧客2名から49回にわたり、合計約600万円を着服した。</p> <p>また、甲は、上記「顧客資産の着服」の他、以下のイからハの法令等違反行為も行っている。</p> <p>イ. 虚偽告知及び特別の利益提供</p> <p>甲は、顧客に実際のMRF残高よりも多い虚偽のMRF残高を伝えて、当該虚偽のMRF残高の範囲内で投資信託等を買付けすることを勧誘・受注したうえで、実際のMRF残高と虚偽のMRF残高との差額を甲が負担した。(金融商品取引法第38条第1号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第3号該当)</p>

	<p>ロ. 特別の利益提供</p> <p>甲は、自身のミス等によって生じた顧客の買付代金の不足額等について、顧客に追加入金を依頼したり、事実を説明したりするよりも自身が負担した方がよいと考え、甲が負担した。(金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第3号該当)</p> <p>ハ. 金銭貸借</p> <p>甲は、顧客の投資信託の買付代金の一部を顧客に貸し付けた。(「協会の従業員に関する規則」第7条第14号該当)</p>
<p>発見の端緒</p>	<p>外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明</p>
<p>参考情報</p>	<p>当該協会では、再発防止策の1つとして、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業員のコンプライアンスチェックについて、管理職が面談する顧客の選択方法の見直しや顧客への確認方法の見直しを行った。 ・ 内部管理責任者による入出金チェックが形骸化しないよう対応を行った。